

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

警 務 第 2 2 3 号
令 和 4 年 9 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令及び青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

この度、青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令及び青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部を改正する訓令（令和4年9月青森県警察本部訓令第19号）を別添のとおり制定した。

制定の理由及び内容については、下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

青森県人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）の改正により、非常勤職員及び臨時的任用職員の育児参加休暇の対象期間が拡大されたため、制定したものである。

2 制定の内容

非常勤職員及び臨時的任用職員の育児参加休暇について、対象期間を出産の日以後1年を経過する日（現行は、出産の日後8週間を経過する日）まで拡大した。

3 施行年月日

令和4年10月1日

本件担当：警務課人事・採用係

青森県警察本部訓令第19号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令及び青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年9月30日

青森県警察本部長 磯 丈 男

青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令及び青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部を改正する訓令

(青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部改正)

第1条 青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令(令和2年3月青森県警察本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別紙1の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令の一部改正)

第2条 青森県警察臨時的任用職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令(令和2年3月青森県警察本部訓令第9号)の一部を次のように改める。

別紙2の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

改正後					改正前				
別表（第11条関係）非常勤職員の休暇					別表（第11条関係）非常勤職員の休暇				
休暇の区分		期 間	単 位	有給 無給 の別	休暇の区分		期 間	単 位	有給 無給 の別
種 類	説 明				種 類	説 明			
[略]					[同左]				
特別 休暇	[略]				特別 休暇	[同左]			
育児参 加休暇	職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。）が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	当該期間内における5日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除した日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	1日、又は半日又は1時間。ただし、残日の数を使用してしようとする場合において、当該残日に1時間未満の数があるときは、当該残数を全用することとする。	有給	育児参 加休暇	職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係にある者を含む。）が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	当該期間内における5日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除した日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	1日、又は半日又は1時間。ただし、残日の数を使用してしようとする場合において、当該残日に1時間未満の数があるときは、当該残数を全用することとする。	有給
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
備考 [1～13 略]					備考 [1～13 同左]				
備考 表中の [] の記載は注記である。									

改正後					改正前				
別表（第9条関係）臨時的任用職員の休暇					別表（第9条関係）臨時的任用職員の休暇				
休暇の区分		期 間	単 位	有給 無給 の別	休暇の区分		期 間	単 位	有給 無給 の別
種 類	説 明				種 類	説 明			
[略]					[同左]				
特別 休暇	[略]				特別 休暇	[同左]			
育児参 加休暇	職員の妻（届 出をしないが 事実上婚姻関 係と同様の事 情にある者を 含む。）が出 産する場合で あってその出 産予定日の8 週間（多胎妊 娠の場合に あっては、14 週間）前の日 から当該出産 の日以後1年 を経過する日 までの期間に ある場合にお いて、当該出 産に係る子又 は小学校就学 の始期に達す るまでの子 （妻の子を含 む。）を養育 する職員が、 これらの子の 養育のため勤 務しないこと が相当であると 認められる ときに与えら れる休暇	当該期間 内における5 日に当該任用 期間の月数 を乗じ、12で 除した日数 （1日未 満の端数は、 切り捨てる。）	1日、又 は1時 は1時 間。た だし、 残日数 の全て を使用 しよ うとする 場合に おいて、 当該残 日に1 時間未 満の端 数があ るとき は、当 日全 数を使用 でき る。	有給	育児参 加休暇	職員の妻（届 出をしないが 事実上婚姻関 係と同様の事 情にある者を 含む。）が出 産する場合で あってその出 産予定日の8 週間（多胎妊 娠の場合に あっては、14 週間）前の日 から当該出産 の日以後8週 間を経過する 日までの期間 において、当 該出産に係る 子又は小学 校就学の始 期に達する までの子 （妻の子を 含む。）を養 育する職員 が、これら の子の養育 のため勤務 しないこと が相当であ ると認めら れるときに 与えられる 休暇	当該期間 内における5 日に当該任用 期間の月数 を乗じ、12で 除した日数 （1日未 満の端数は、 切り捨てる。）	1日、又 は1時 は1時 間。た だし、 残日数 の全て を使用 しよ うとする 場合に おいて、 当該残 日に1 時間未 満の端 数があ るとき は、当 日全 数を使用 でき る。	有給
[略]					[同左]				
[略]					[同左]				
備考 [1～12 略]					備考 [1～12 同左]				
備考 表中の [] の記載は注記である。									